

令和7年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年2月28日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	2月28日 午前9時00分宣告（第1日）			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美登利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	8 番	吉 田 正 昭
	9 番	（ 欠 員 ）	10番	富 田 さとみ
	11番	伊 藤 俊 一	12番	水 野 智 見
	13番	安 藤 洋 一	14番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	政 推 進 策 室	室 長	小 島 昌 己		
	総 務 部	部 長	鈴 木 敬	総務課長	藤 下 真 人
	民 生 部	部 長	不 破 生 美	次 長 兼 環 境 課 長	石 原 己 樹
		保 険 医 療 課 長	後 藤 雅 幸	介 護 支 援 課 長	松 井 智 恵 子
		こ ど も 福 祉 課 長	飯 田 陽 亮		
	産 建 設 業 部	部 長	肥 尾 建 一 郎	土 木 農 政 課 長	東 方 俊 樹
	会 計 管 理 室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	服 部 幸 太		
	上 下 水 道 部	部 長	伊 藤 和 光	下 水 道 課 長	北 條 寿 文
	消 防 本 部	消 防 長	竹 内 豊	総務課長	三 谷 克 利
	教 育 委 員 会 教 育 事 務 局	教 育 長	服 部 英 生	教 育 部 長 次	舘 林 久 美
		教 育 課 長	兼 岩 英 樹		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	萩 野 み 代	書 記	荒 木 慎 介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	10 番	富 田 さ と み	11 番	伊 藤 俊 一	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第5 選挙第1号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙
- 日程第6 選挙第2号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙
- 日程第7 選挙第3号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第8 議案第1号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第9 議案第2号 令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第3号 令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第4号 令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 承認第1号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について
- 日程第14 議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第6号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第7号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第8号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第9号 蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 舟入斎苑改修工事請負契約締結について
- 日程第23 議案第14号 舟入斎苑排ガス対策工事請負契約締結について
- 日程第24 議案第15号 教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入契約の締結について

日程第25	議案第16号	蟹江町と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約について
日程第26	議案第17号	令和7年度蟹江町一般会計予算
日程第27	議案第18号	令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第28	議案第19号	令和7年度蟹江町土地取得特別会計予算
日程第29	議案第20号	令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
日程第30	議案第21号	令和7年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
日程第31	議案第22号	令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第32	議案第23号	令和7年度蟹江町水道事業会計予算
日程第33	議案第24号	令和7年度蟹江町下水道事業会計予算
追加日程第34	選挙第1号	海部地区水防事務組合議会議員の選挙
追加日程第35	選挙第2号	海部地区急病診療所組合議会議員の選挙
追加日程第36	選挙第3号	海部南部広域事務組合議会議員の選挙
追加日程第37	承認第1号	令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和7年第1回蟹江町議会定例会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただき、ありがとうございます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに議会運営委員会報告書、議事日程が配付されています。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、これより令和7年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名します。

ここで、去る2月21日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまより令和7年第1回3月定例会第1回議会運営委員会の報告を申し上げます。

開催は、令和7年2月21日金曜日に行われました。

1、会期の決定について。

令和7年2月28日金曜日本日から3月14日金曜日までの15日間としております。

2、議事日程について。

日時、議事日程の順に読み上げてまいります。

2月28日金曜日午前9時。議案の上程、付託、精読。後、人事、先議案件、審議、採決を行います。終了の後、全員協議会を行います。終了の後、議員総会を行います。終了の後、総務民生常任委員会にて所管事務調査が行われます。

なお、組合議会議員選出のため、午前の休憩中に総務民生常任委員会及び防災建設常任委員会の開催をお願いいたします。

人事案件につきましては、選挙第1号から選挙第3号、先議案件につきましては承認第1号、初日に追加日程により審議、採決をお願いいたします。

3月3日月曜日午前9時。これは、2月28日に終了または開催できなかった場合の予備日

となっております。

4日火曜日午前9時。総務民生常任委員会、付託事件審査、終了の後、所管事務調査をお願いいたします。付託といたしましては、議案第5号から議案第10号までとなっております。所管事務調査の打合せをお願いいたします。

同日の午後1時30分。防災建設常任委員会、付託事件審査、その後、所管事務調査をお願いいたします。付託といたしましては、議案第11号、議案第12号となっております。その後、所管事務調査の打合せをお願いいたします。

10日月曜日午前9時から一般質問。終了の後、議会広報編集委員会、これは、5月1日発行号の割り付け等となっておりますので、お願いいたします。終了の後、議会運営委員会、これは、意見書等の取りまとめの予定となっております。

11日火曜日午前9時。10日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

12日水曜日午前9時。予算審議。

13日木曜日午前9時。12日に終了できなかった場合の予備日となっております。

14日金曜日午前9時。委員長報告、そして議案審議、採決。最後に、町長任期満了の挨拶をいただいて閉会となっております。

3、会派の変更及び議員辞職についてであります。

加藤裕子議員に関する会派の変更及び議員辞職について、議長より初日に諸般の報告を行っていただきます。

4、人事案件について。

(1) 選挙第1号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」

(2) 選挙第2号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」

(3) 選挙第3号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」

以上3件については、初日に追加日程により選挙を行っていただきます。選挙の方法は、議長の指名推選とし、午前の休憩中に、協議会室にて総務民生常任委員会、会議室1にて防災建設常任委員会を開催し、被選挙人を選出することといたします。

5、先議案件について。

承認第1号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて」は、初日に追加日程により審議、採決を行うものとしています。

6、総務民生常任委員会、所管事務調査及び所管事務調査報告について。

3月議会初日終了後の議員総会後及び3月4日火曜日、付託事件審査終了後、所管事務調査報告についての打合せを行うものとしております。また、最終日に委員長より所管事務調査報告を行っていただきます。

7、防災建設常任委員会、所管事務調査及び所管事務調査報告について。

3月4日火曜日、付託事件審査終了後、所管事務調査報告についての打合せを行っていた

できます。また、最終日に委員長より所管事務調査報告を行っていただきます。

8、一般質問について。

通告書様式により質問の要旨が2月19日正午までに議長へ通告を既にされております。

質問の際の議員提出参考資料については、質問1日目の前々日の正午までに議会事務局に電子データの提出をお願いいたします。質問当日にモニター等を使用する議員は、事前に事務局まで連絡をお願いいたします。

9、予算審議について。

審議の方法は、先例により行います。

(1) 一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は1人3回までとし、歳出は款ごとに1人3回までといたします。

(2) 特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までといたします。

10、町長任期満了の挨拶について。

町長の任期満了に伴う議会挨拶を最終日の閉会前に登壇して行っていただきます。

11、意見書等について。

12月定例会以後、新たに提出された意見書(1)から(4)の取扱いについて、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し協議をいたします。

(1) 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書。

(2) 人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、賃金の引き上げと職員増員のための財政措置を求める意見書。

(3) 従来の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書。

(4) 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書。

12、条例等の一部改正及び制定について。

(1) 蟹江町議会委員会条例の一部改正について(案)。

(2) 蟹江町議会会議規則の一部改正について(案)。

(3) 蟹江町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定について(案)。

(4) 蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について(案)。

(5) 蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について(案)。

以上5件について、事務局から説明がありました。

ア、提案時期。

(1)、(2)、(4)は本会議最終日に上程し、追加日程により審議、採決を行うものいたします。

イ、提案者。

一般質問終了後の議会運営委員会において、提案者及び賛成者を決めることといたします。

13、その他。

(1) 政務活動費について。

令和7年度の交付申請書及び令和7年4月分から9月分の請求書については3月14日金曜日までに、令和6年度の収支報告書については4月11日金曜日までに、議会事務局へ提出をお願いいたします。くれぐれもお忘れのないようお願いいたします。

(2) 議員総会の開催について。

2月28日金曜日または3月3日月曜日の全員協議会終了後に開催し、議会関係条例等の一部改正及び制定について並びに議会関係令和7年度予算について、事務局から説明を受ける予定であります。

(3) 3月11日火曜日、これは一般質問2日目になっておりますが、の黙禱について。

東日本大震災の犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を込めて1分間の黙禱をささげることといたします。質問の途中の場合は、一時中断をいたします。

(4) 議場へ配置する鉢花について。

3月定例会会期中、蟹江町花き部会より提供されるカルセオラリアの鉢花を議場へ設置することといたします。

ここでちょっと訂正があります。カルセオラリアが2鉢、ダリアが2鉢ということになりましたので、ご承知おきをお願いいたします。

私からは、以上です。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

ありがとうございました。

○議長 水野智見君

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番富田さとみさん、11番伊藤俊一君を指名します。

○議長 水野智見君

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は15日間と決定しました。

○議長 水野智見君

日程第3 「諸般の報告」を行います。

最初に、会派の変更についてです。

新生クラブ会長、伊藤俊一君から、令和7年1月17日付で加藤裕子さんが退会した旨の会派変更届の提出がありましたので、私議長がこれを受理しました。

次に、閉会中の議員辞職についてです。

令和7年2月12日に加藤裕子さんから、町長選立候補のため令和7年2月18日をもって議員を辞職したいとの辞職願が提出され、私議長がこれを受理しました。議会閉会中でありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定により、議長において令和7年2月18日付で議員辞職を許可する旨、令和7年2月18日に本人へ通知しました。

なお、これに伴い議席番号9番は欠員とし、議席は空席とします。

以上、ご報告申し上げます。

○議長 水野智見君

日程第4 「蟹江町議会議員派遣について（報告）」を議題とします。

配付文書のとおり、会議規則第128条1項ただし書の規定により、閉会中、議長において決定した議員派遣については、これをもって報告に代えます。

○議長 水野智見君

日程第5 選挙第1号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 萩野み代君

改めまして、おはようございます。

それでは、ご提案申し上げます。

選挙第1号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」。

海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行うものとする。

令和7年2月28日提出、蟹江町議会。

組合規約第6条の規定により選出していただきます議員1名と、組合規約第6条ただし書の規定により選出していただきます議員1名でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、組合議会議員の任期満了に伴い、必要があるからである。

参考といたしまして、海部地区水防事務組合議会議員の任期は、4年でございます。

規約第6条の規定に基づきまして、令和5年5月10日に推選、選任されました現任の吉田正昭議員におかれましては、令和7年3月31日をもって任期満了となられますので、後任の方を選出していただくものでございます。

次の方の任期は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間となります。

また、規約第6条ただし書の規定に基づきまして、令和3年4月1日に選任されました加藤勇吉議員、こちらも令和7年3月31日をもって任期満了となりますので、後任の方を選出していただくものでございます。

次の方の任期は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間となります。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、選挙第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

なお、選挙第1号の選挙につきましては、午前の休憩時間に防災建設常任委員会を会議室1で開催し、組合議会議員の選出をお願いいたします。

また、選出されましたら、議長までご報告のほどお願いします。

○議長 水野智見君

日程第6 選挙第2号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 萩野み代君

ご提案申し上げます。

選挙第2号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」。

海部地区急病診療所組合議会議員の選挙を行うものとする。

令和7年2月28日提出、蟹江町議会。

本町から選出する議員は1名でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、組合議会議員の任期満了に伴い、必要があるからである。

参考といたしまして、海部地区急病診療所組合議会議員の任期は、2年でございます。

海部地区急病診療所組合の規約第5条第3項の規定に基づき、令和5年5月10日に推選、選任されました現任の安藤洋一議員におかれましては、令和7年3月31日をもって任期満了となりますので、後任の方を選出していただくものでございます。

次の方の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、選挙第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第2号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第7 選挙第3号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 萩野み代君

ご提案申し上げます。

選挙第3号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」。

海部南部広域事務組合議会議員の選挙を行うものとする。

令和7年2月28日提出、蟹江町議会。

本町から選出する議員は、2名でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、組合議会議員の任期満了に伴い、必要があるからである。

参考といたしまして、海部南部広域事務組合議会議員の任期は、2年でございます。

海部南部広域事務組合の規約第5条第2項の規定に基づき、令和5年5月10日に推選、選任されました現任の多田陽子議員と板倉浩幸議員におかれましては、令和7年3月31日をもって任期満了となられますので、後任の方を選出していただくものでございます。

次の方の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、選挙第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第3号は精読とされました。

なお、選挙第2号及び選挙第3号の選挙につきましては、午前の休憩時間に総務民生常任委員会を協議会室で開催し、組合議会議員の選出をお願いします。

なお、選出されましたら、議長までご報告のほどをお願いします。

○議長 水野智見君

日程第8 議案第1号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

皆さん、おはようございます。

では、ご提案申し上げます。

議案第1号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）」。

令和6年度蟹江町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,881万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億2,731万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。

追加分としまして、2款総務費、1項総務管理費、事業名、会計管理事務費、金額618万2,000円。こちらは、システム標準化に関連しまして領収済通知書が変更となるため、その領収済通知書を総合収納システムで対応できるようにするためのシステム改修のものとなっております。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、低所得世帯支援給付金事業（非課税世帯・こども加算分）、金額6,196万5,000円。こちらは、令和6年度における住民税非課税世帯に対しまして1世帯当たり3万円を支給し、また、給付の加算として支給対象の世帯員であります18歳以下の児童1人当たり2万円を支給する事業でございます。

第3表 債務負担行為補正。

変更分としまして、事項、庁内情報システム借上料、限度額を1億7,369万3,000円に変更。LED借上料、限度額を1,688万2,000円に変更。情報教育用ICT関連機器借上料、限度額を1億4,097万1,000円に変更。外国語指導助手派遣業務委託料、限度額を4,752万円に変更。教師用中学校教科書・指導書・教材購入、限度額を955万9,000円に変更。いずれも入札などによる減額によるものでございます。

次ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正。

変更分としまして、起債の目的、学戸12号排水路整備事業、限度額、全額であります4,870万円を全額減額補正するものでございます。それから、公園施設長寿命化対策改修事業、こちら限度額を1,380万円減額するものでございます。輸送車整備事業、限度額を610万

円減額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

では、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入補正です。

第11号補正予算につきましては、決算見込額を推計し精査した結果の増減が中心となっております。項目が多いので、主な増減部分を中心に説明いたします。

1 款町税、全体としまして補正額 1 億5,416万円。主なものとしまして、1 項町民税、補正額9,536万円、同じく 2 項固定資産税、1 目固定資産税、補正額5,480万円でございます。

それから、3 款から 9 款までの県税交付金でございますが、県税全体で 2 億8,300万円の増額補正となっております。

続いて、11款 1 項 1 目地方交付税、補正額 1 億7,175万9,000円。こちら、普通交付税の交付実績に基づくものでございます。

続きまして、12、13ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、全体としまして5,682万9,000円。主なものとしまして、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、内容としまして、2 節児童福祉費負担金、説明02施設給付費負担金、4,009万7,000円でございます。私立保育園などの運営費用に係る公定価格の変更によるものでございます。

続いて、14、15ページをお願いいたします。

20款 1 項 1 目繰越金、補正額 2 億6,726万3,000円。前年の繰越金としまして、毎年年度末にほぼ全額を充当するものでございます。

以上が歳入補正の主なものとなります。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

歳出補正です。

こちらにも主な増額補正を中心に説明させていただきます。

24、25ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目減債基金費、補正額 2 億円。24節積立金、説明の002減債基金積立金でございます。こちら、今後の公債費の増額に備えるための積立金でございます。

続きまして、その下、8 目です。財政調整基金費、補正額 6 億1,934万3,000円。こちらは 24節積立金となりますが、財政調整基金積立金に 6 億1,491万1,000円と財政調整基金預金利息積立金に443万2,000円、合わせまして 6 億1,934万3,000円を増額いたします。こちらは、令和 5 年度決算剰余金の 2 分の 1 以上を積み立てるものと、今回の歳入超過分の一部を積み立てるものでございます。

それから、34、35ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額6,070万1,000円、27節繰出金、国民健康保険繰出事業となります。こちら、保険基盤安定負担金等の確定に伴う法定繰出し分の増額分でございます。6,113万4,000円となっております。

36、37ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、4目保育所費、補正額4,883万8,000円、主なものとしましては、38ページ、39ページになりますが、お願いいたします。こちら、19節の扶助費となりますが、説明欄、扶助費の001施設型給付費3,566万8,000円、こちら人事院勧告に伴う公定価格の増額分でございます。

それから、46、47ページをお願いいたします。

7款4項都市計画費、2目土地区画整理費、補正額1億円、一番下になります。24節積立金、それで、48、49ページをお願いいたします。土地区画整理事業基金積立金です、1億円です。令和7年度以降に見込まれております富吉駅南土地区画整理事業に係る組合への補助金支出に備えるための積立てでございます。

なお、人件費の補正につきましては、年度途中の退職者も含めまして、総額1,250万円の減額を計上しております。

以上のとおり提案しますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第9 議案第2号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、おはようございます。よろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第2号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」。

令和6年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,343万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正額6,117万2,000円の減額でございます。内訳といたしましては、保険給付費等交付金、普通交付金が6,172万9,000円の減額、そして特定健康診査等負担金過年度分が55万7,000円の増額でございます。

続きまして、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額が6,113万2,000円でございます。内訳といたしましては、1節の保険基盤安定繰入金、01保険基盤安定繰入金（軽減分）といたしまして、3,302万1,000円、02保険基盤安定繰入金（支援分）、1,927万8,000円、未就学児均等割保険税繰入金、48万5,000円の減額、産前産後保険税繰入金、39万4,000円、2節その他一般会計繰入金といたしまして、財政安定化支援事業繰入金、892万4,000円でございます。

次の10ページ、11ページをご覧ください。

歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額としてはゼロ円でございます。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、こちらにつきましても、ともに財源内訳の変更のみで、補正額はございません。

続きまして、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、こちら内訳は、健康教室謝礼でマイナス4万円でございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。
ここで、会計管理者の退席と、介護支援課長の入場を許可します。
職員入替えのため、暫時休憩とします。

(午前9時41分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時42分)

○議長 水野智見君

日程第10 議案第3号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第4号）」を
議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第3号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第4号）」。

令和6年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによ
る。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万3,000円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ31億8,834万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、7目介護保険システム改修費補助金、補正額18万
1,000円でございます。こちらは、介護保険システムの改修費の補助金となります。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、補正額は18
万2,000円でございます。こちらは、事務費等繰入金でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額36万3,000円でございます。こち
らは、介護保険システムの改修費の業務委託料となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第11 議案第4号「令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

引き続きよろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第4号「令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）」。

令和6年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、補正額といたしまして344万7,000円の減額でございます。こちらは、現年度普通徴収保険料でございます。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険基盤安定拠出金、補正額が258万6,000円でございます。こちらは、保険基盤安定の拠出金の歳入でございます。

続きまして、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目保険基盤安定繰入金、補正額は86万1,000円でございます。こちらは、法定繰入れ分の繰入れでございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、こちらは財源更正のみの変更でございますので、補正額はございません。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第12 承認第1号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご報告申し上げます。

承認第1号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて」。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

提案理由。

この案を提出するのは、令和7年2月18日付で議員辞職があった後、令和7年3月23日執行予定の蟹江町長選挙と同日に蟹江町議会議員補欠選挙を執行することに伴い予算措置の必要があり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったからである。

次ページをお願いいたします。

専決第3号。

専決処分書。

令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分するものとする。

令和7年2月18日専決。

蟹江町長、横江淳一。

令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）。

令和6年度蟹江町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,151万1,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ133億6,850万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入補正です。

こちら、補正予算（第10号）につきましては、令和7年3月23日執行予定の蟹江町議会議員補欠選挙の経費を計上するものでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1,151万1,000円、こちら財政調整基金繰入金となります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出補正です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額177万9,000円。内訳としましては、住民情報管理事業としまして印刷製本費から選挙業務委託料まで177万9,000円でございます。

それから、4項選挙費、5目町議会議員補欠選挙費、補正額973万2,000円。まず、町議会議員補欠選挙人件費としまして、選挙管理委員会報酬から休日勤務手当まで150万8,000円。続いて、町議会議員補欠選挙事務管理費としまして、消耗品費から選挙公営負担金まで合わせまして822万4,000円となっております。

以上のとおりご報告しますので、ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今回町長選に併せて補欠選挙が行われるということで、1,151万1,000円というのが上がっています。実際にどのぐらい補欠選挙の予定候補者を見込んでやっているのかと、もともと町長選挙は3月23日に行われることが決まっていた、これはもう予算で上がっているんですけども、同時に行うということで、いろいろ経費がかかっているんですけども、ちょっと何かかかり過ぎかなと思うんですよ、どうしてもね。別々にやれば、いろんな委託料等、立会人等の関係もあるんだと思うんですけども、その辺をちょっともう少しお願いします。

○総務課長 藤下真人君

ただいま板倉議員から、町議会議員補欠選挙の補正予算の金額と、また、同日で選挙した場合の経費というところのご質問だったと思いますので、それについてお答えさせていただきます。

今回こちらのほうの補正予算を上げさせていただきましたが、想定では、これを全額使うということは想定はされておりません。例えば選挙公営は、今回議員選挙でも4名の見込み

で補正予算を上げさせていただいてありますので、当然その中で立候補者によって必要経費というのが確定してきますので、こちらの予算につきましては最大かかる予算という見込みで、またその最大というのは、この専決予算を組ませていただくタイミングで予算計上させていただいておりますので、繰り返しになりますが、実際使う費用については、できるだけ抑えながらやらせていただきたいと考えております。

その中で一つ、入場整理券ですね、こちらのほうは、当初これを組ませていただいたものについては、別で発送しなければいけない事案が起きた場合に別で印刷をかけないといけないんですけれども、今回はその入場整理券というのは同日1枚でできることになりましたので、そういった経費の削減というのは今後も努力させていただきたいと考えております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

最大限ということで、ここまではかからないということで、財政調整基金もやむ得ぬときに発動する、財調を使って入れて、余った分というのは、結局予算立てているんですけれども、余った分はまたどこへ戻す感じなんですか。

○総務課長 藤下真人君

こちらにつきましては、決算で残額になりますので、特にもう一度補正で戻すとかそういった作業ではなく、通常の決算で繰越し等にまた活用していくという形になります。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています承認第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第13 報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を議題とします。

報告を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご報告申し上げます。

報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のと

おり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

次ページをお願いいたします。

別紙としまして、専決内容が示されております。

1、専決年月日、令和7年1月8日。

発生年月日、令和6年10月3日。

発生場所、蟹江町大字須成字東大鳥地内。

概要、職員がお散歩バスの運行中に、信号のある交差点で停車中にブレーキペダルの踏み込みが緩み、前方に停車していた相手方車両と接触し、物的損害を与えたもの。

相手方、蟹江町在住者1名。

所属、ふるさと振興課。

損害賠償の額、41万1,686円。

第2、専決年月日、令和7年1月16日。

発生年月日、令和6年10月3日。

発生場所、蟹江町大字須成字東大鳥地内。

概要、職員がお散歩バスの運行中に、信号のある交差点で停車中にブレーキペダルの踏み込みが緩み、前方に停車していた相手方車両と接触し、乗客に人的損害を与えたもの。

相手方、蟹江町在住者1名。

所属、ふるさと振興課。

損害賠償の額、42万6,564円。

これらの案件は、町長の専決事項指定により、あらかじめ定められた50万円以下の損害賠償に関することとしまして専決処分をさせていただいたものでございます。

以上のとおりご報告しますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を終わります。

○議長 水野智見君

日程第14 議案第5号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第5号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

制定の内容につきましては、後ほど条例の制定要点において説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

提案理由。

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律等の公布に伴い必要があるからである。

なお、4ページから7ページまでは新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定要点。

第1条関係。

蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正。

附則第5項及び第6項。「懲役」を「拘禁刑」に変更。

第2条関係。

蟹江町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正。

第16条（罰則）。「懲役」を「拘禁刑」に変更。

第3条関係。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正。

第20条の2、第3号及び第4号。「禁錮」を「拘禁刑」に変更。

第20条の3、第1項第1号。「禁錮」を「拘禁刑」に変更。

第3項第1号。「禁錮」を「拘禁刑」に変更。

第4条関係。

蟹江町ラブホテル建築等規制条例の一部改正。

第14条（罰則）。

次ページをお願いいたします。

第1項。「懲役」を「拘禁刑」に変更。

第5条関係。

蟹江町ラブホテル規制の実効確保に関する条例の一部改正。

第9条（罰則）。第1項。「懲役」を「拘禁刑」に変更。

第6条関係。

蟹江町消防団設置条例の一部改正。

第6条（欠格事項）。第1号。「禁錮」を「拘禁刑」に変更。

第7条関係。

蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正。

第6条（退職報償金支給の制限）。第1号。「禁錮」を「拘禁刑」に変更。

第8条関係。

この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によること等の罰則の適用等に関する経過措置を規定。

第9条関係。

拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例等によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用について経過措置を規定。

第10条関係。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなすことを規定。

附則、令和7年6月1日を施行日とした。

以上のとおりご提案しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今回の刑事法、何十年かぶりに変更になるんですけれども、詳しくは総務のほうに付託されると思いますので、まず、1点だけ。

今回単純に言うと、懲役と禁錮を拘禁刑に変えるというだけですよね、だけというか。なんですけれども、国会でこれを議論する中でも大分いろいろ意見あったんですけれども、そもそもほとんどの方が懲役ですよね。懲役と禁錮、また拘禁刑に変える経過、国会で聞くようなことなんですけれども、地方でもちゃんとこうやって懲役を拘禁刑に変えるとやっぱりなっている以上、どこまで町としても理解しているのか、その辺、拘禁刑についてお願いをいたします。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、板倉議員からのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、懲役のほうが多いということで、ほとんど禁錮のほ

うが少ないというような現状のようでございます。それで、懲役のほうには、いわゆる刑務作業というのが課されておりまして、こちらが1日8時間ぐらいですかね、何かやられているということでした。草むしりですとか簡単な作業なんかやられているということでした。いわゆる今後こういった方が社会に出て更生していくに当たり、もう少し社会復帰に当たって実務的なところを習得するに当たって、今のこの現状では少し実情に合わないんじゃないかというところで、それを今回、懲役と禁錮を拘禁刑ということに一本化して、より実情に合った対応をしていくというような形で、また、そのところでそういった作業をしていただいた方が社会に出て実務復帰するというようなところを目指しているというところで理解しておるところでございます。

以上です。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第15 議案第6号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第6号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」。

蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、後ほど一部改正要点において説明いたします。

2 ページをお願いいたします。下段になります。

提案理由。

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大等をする必要があるからである。

なお、3 ページから 6 ページまでにつきましては新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

7 ページをお願いいたします。

蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正要点。

第 1 条関係。

蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第 8 条の 4（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）。

第 2 項。所定外労働の制限（残業免除）の対象を「3 歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大。

第 4 項。第 2 項の改正に伴う規定の整理。

第 15 条（介護休暇）。

第 15 条の 3 の追加に伴う規定の整理。

第 15 条の 3（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）。

第 1 項、介護に直面した旨の申出をした職員に対する個別の周知及び意向確認。

第 2 項、介護に直面する前の段階（40 歳に達する日の属する年度）での情報提供。

第 15 条の 4（勤務環境の整備に関する措置）。

介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、各号の措置を講じなければならないこととする。

第 1 号、介護両立支援制度等に係る研修。

第 2 号、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備。

第 3 号、その他介護両立支援制度等に関する勤務環境の整備に関する措置。

第 2 条関係。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

第 20 条（部分休業の承認）。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う規定の整理。

8 ページになります、お願いします。

附則第 1 項（施行期日）。

令和7年4月1日を施行日とした。ただし、附則第2項については、公布日を施行日とした。

第2項（蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）。

この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、町長の定めるところにより、当該請求を行うことができることとした。

第3項（蟹江町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正）。

蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第15条の3及び第15条の4の新設に伴う読替規程の整理。

以上のとおりご提案しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第6号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第16 議案第7号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第7号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

蟹江町国民健康保険税条例（昭和36年蟹江町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、国民健康保険財政安定運営に必要があるからでございます。

3 ページから10ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。
それでは、11ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の税率の変更と、それに伴う法定軽減の額の変更でございます。ちょっとややこしくて見にくいので、15ページに税率の比較表を少しまとめて添付させていただいておりますので、そちらと併せて見ていただくと分かりやすいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第3条、医療給付費分の所得割額の変更でございます。第1項で、6.5%を8.2%に変更。

第5条、同じく被保険者均等割額を、2万6,000円から3万3,000円に変更。

第5条の2、同じく世帯別平等割額を、第1号特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を、2万3,000円から2万4,000円に変更。

第2号、特定世帯、1万1,500円を1万2,000円に変更。

第3号、特定継続世帯、1万7,250円を1万8,000円に変更。

第6条、後期高齢者支援金分の所得割額、2.2%を2.65%に変更。

第7条の2、同じく被保険者均等割額を、8,000円から1万1,600円に変更。

第7条の3、同じく世帯別平等割額、第1号特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を、7,000円から8,000円に変更。

第2号、特定世帯、3,500円を4,000円に変更。

第3号、特定継続世帯、5,250円を6,000円に変更。

第8条、介護納付費分の所得割額、2%を2.35%に変更。

第9条の2、同じく被保険者均等割額を、1万1,000円から1万1,600円に変更でございます。

ここまでは、税率の変更でございます。

そして、ここ以降の第24条につきましては、法定軽減額の額の変更でございます。こちらは、大本の国民健康保険税が変更になることによって、それに伴って変更になるものでございます。

第24条の第1項第1号につきましては、7割軽減について記載がございます。そして、第2号につきましては5割軽減、そして、第3号につきましては2割軽減についての額の規定でございます。

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の均等割額及び世帯別平等割額が、また、介護納付金課税額の均等割が変更になることに伴い、各法定軽減の額が変更になります。そのための改め文となっております。

13ページ下段の第2項につきましては、未就学児に対する均等割額の減額金額を変更する

規定でございます。こちら、大本の国民健康保険税が変更となることに伴って一緒に変更になるものでございます。

第1号は基礎課税分、第2号は後期高齢者支援金分の各均等割額の変更を規定するものでございます。

それぞれの減額の金額につきましては、後ほど一部改正要点をお目通しいただければ幸いです。

14ページをご覧ください。

附則第1項（施行期日）。施行日を令和7年4月1日からとする。

第2項（適用区分）。改正後の条例中保険税に関する部分は、令和7年度以降の国民健康保険税から適用し、令和6年度以前の国民健康保険税については、なお従前の例によることといたしました。

以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今回国民健康保険税の税率の変更ということで、令和6年度完全に資産割がなくなって、その分保険税の見直しは行わなかったんですけれども、今回令和7年度については結構な金額が上がっているんですね。最後の15ページに、今までの比較なんですけれども、大体これでどのぐらい上がるかということは分かるんですけれども、ちょっと今回資産割がなくなったということで、国保の加入世帯全ての方が対象になりますよね。全ての方がみんな保険税の引き上げで、大体この税率変更に伴って、モデルケースというか、そのあたりをちょっと参考につけていただけると分かりやすいと思いますし、ぜひそれはお願いしたいと思います。

あと、もう一点、前から県の納付金もあるんですけれども、県の標準課税税率に近づけるために、それに近づける引上げを行ってきているんですけれども、改めて今回税率の比較表に県の標準保険税率がちょっとついていないので、どのぐらいもう近づいているものなのかちょっと分かりづらいので、ちょっとそこも分かる資料をお願いしたいと思います。

そういうことで、資料請求はそうなんですけれども、全ての方、全ての被保険者、また世帯が対象ということで、一番の主な原因はどのように考えているのか。被保険者が減っているのが最大の要因だと思うんですけれども、その辺ちょっと聞いて、終わりたいと思います。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご要望にございました追加資料につきましては、後日提出をさせていただきます。

あと、こちらの今回の税条例の改正に伴う要因でございますけれども、やはり一番としま

しては、国民健康保険の被保険者が減少していく中、医療の高度化、1人当たりの医療費の高騰等がございます。そういった状況の中で蟹江町の国保財政が大変厳しくなってきたということが一番の要因でございます。そういった要因を下に、今回ちょっと大幅な税率の改正となったことをご承知いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第7号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩とし、再開は10時40分とします。

(午前10時25分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時41分)

○議長 水野智見君

日程第17 議案第8号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

では、よろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第8号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年蟹江町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

2 ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからでございます。

4 ページから 7 ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、8 ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

第37条第1項。「」第27条」を「」28条」に、「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同令第27条」を「同令第31条」に、「同号」を「第42条第3項」に、「同条」を「同令第33条」に変更。

第42条第1項。「第5項」を「第7項」に変更。

第1号「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に変更。

第3号、「第4項第1号」を「第6項第1号」に変更。

第9項を第11項と、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げる。

第3項各号列記以外の部分を次のように変更。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第3項、第1号。「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に変更。

「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に変更。

同項を同条第5項に変更。

第2項、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に。

同項各号を次のように変更。

第1号、特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア、特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ、代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第2号、町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第2項を第4項に変更。

第1項の次に次の2項を追加。

第2項、町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

第1号、特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

第2号、次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア、特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第3項、前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則、第5条、「10年」を「15年」に変更。

附則、令和7年4月1日を施行日といたしました。

以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第18 議案第9号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

ご提案申し上げます。

議案第9号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」。

蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年蟹江町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い必要であるからでございます。

3ページから7ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、8ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

第6条第1項第1号「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に変更。

第3号、「第4項第1号」を「第6項第1号」に変更。

第5項を第7項とし、第4項を第6項に変更。

第3項各号列記以外の部分を次のように変更。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第3項、第1号、「当該家庭的保育事業等」を「家庭的保育事業者等」に変更。

「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に変更。

同項を同条第5項に変更。

第2項、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に変更。

「前項第2号」を「第1項第2号」に。

同項各号を次のように変更。

第1号、家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア、家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ、代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第2号、町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第2項を第4項に変更。

第1項の次に次の2項を新設。

第2項、町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

第1号、家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

第2号、次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア、家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第3項、前項各号の保育内容支援協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条、第1項第2号、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を追加。

附則、第3条、「市」を「町」に変更。「5年」を「15年」に変更。

附則、令和7年4月1日を施行日といたしました。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

基本的な質問なんですけれども、先ほど第9号で、第8号と書いてあることが大体一緒なんですけれども。そもそもの先ほどの8号の特定地域型保育事業と家庭的保育事業、これって違いって、違いというか、ちょっとその辺が僕もあまり勉強してないのか、ちょっとそこを分かりましたらお願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいまの板倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

どちらも小規模な保育事業になりまして、特定地域型保育事業の中に家庭的保育事業も含まれるような形になります。ちなみに、蟹江町にはそういった小規模な今保育施設はございません。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

特定地域型保育事業の中に家庭的保育事業も入っていて、条例が別々だから別に上げないかんという認識でよろしいんですか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

はい、そうなっています。

特定のほうの条例は、子ども・子育て支援法に基づく条例制定になっておりまして、対してこの家庭的保育事業の条例が児童福祉法に基づく条例になっております。もともと運営に関する内容を定めたものではあるんですけども、この後者の家庭的のほうは運営と設備に関する基準を定めておりまして、町がその施設の認可を下すときに、この条例を基に認可をしていくような形になっております。ちょっと分かりづらいかもしれませんが、そのようにご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第19 議案第10号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第10号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正につい

て」。

蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年蟹江町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い必要があるからでございます。

3ページ、4ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

第4条第1項、「員数」の次に、「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を追加いたします。

同項第3号中、「（平成11年厚生省令第36号。）」を削除。

第2項、同条第2項中、「前項の」を「第1項の」に変更。

同項の表中「前項各号」を「第1項各号の」に変更。

同項の表中「前項第1号」を「第1項第1号」に変更。

同項を同条第3項とし、新たに2項を追加。

前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の

基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附則、公布の日を施行日といたしました。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、上下水道部長、保険医療課長、介護支援課長、こども福祉課長の退席と、民生部次長兼環境課長、土木農政課長、消防本部総務課長、教育課長の入場を許可します。教育部次長は、席を移動してください。

職員入替えのため、暫時休憩とします。

(午前11時03分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

○議長 水野智見君

日程第20 議案第11号「蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第11号「蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について。

蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部を改正する条例。

内容につきましては、後ほど改正要点にてご説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い改正する必要があるからでございます。

なお、8ページから20ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

それでは、21ページをお願いいたします。

蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正要点でございます。

第1条関係、蟹江町道路占用料条例。

第3条（占用料の減免）。

第7号中「第2条第11項」を「第2項第12項」に改正いたします。

別表（第2条関係）。

愛知県道路占用料条例の改正に合わせて、改正するものでございます。

（第2条関係）蟹江町公共物管理条例。

別表（第7条、第9条関係）

愛知県道路占用料条例の改正に合わせて、改正するものでございます。

附則、令和7年4月1日を施行日といたします。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は防災建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第21 議案第12号「蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 竹内 豊君

お願いします。

ご提案申し上げます。

議案第12号「蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正について」。

蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例（昭和39年蟹江町条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、一部改正要点でご説明申し上げます。

2ページをお願いします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、必要があるからでございます。

3ページから4ページは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例の一部改正要点でございます。

別表（第2条関係）（退職報償金の支給額）。

勤務年数区分に新たに35年以上を加えるため、別表を次のように変更。

退職報償金支給額表、右端の列でございます。団長107万9,000円から、各階級ごとに団員の78万9,000円まででございます。

附則、第1項、令和7年4月1日を施行日とした。

第2項、この条例による改正後の蟹江町非常勤消防団員に係る退職報償の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によることとした。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

少し伺いたいんですけども、今回35年以上をつくるという、加えるためということで、35年以上の勤務年数によって支給額を加えたんだけど、そもそも今までは30年以上か、ここで35年以上をつくった経過って、分かりましたらお願いしたいと思います。

○消防本部総務課長 三谷克利君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

蟹江町のこの条例は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令を引用しておりますが、そのために今回改正をするわけでございますけれども、その法律施行令の改正の理由でございますが、消防団員の処遇を改善するためと、あとはシニア層の活躍を推進する観点から改正したとございました。ですので、そういった理由で追加するものとされております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

あまり聞いちゃうと防災から怒られるけれども。

そうすると、蟹江町の消防団員のほうで35年以上っているんですか、対象になるような人が。

○消防本部総務課長 三谷克利君

蟹江町には、35年以上の対象になる団員さんは存在しておりません、過去にもございません。今の現役世代で20年以上25年未満の者が一番長く在籍しておりまして、それが7名現在在籍しております。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は防災建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第22 議案第13号「舟入斎苑改修工事請負契約締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

では、ご提案申し上げます。

議案第13号「舟入斎苑改修工事請負契約締結について」。

舟入斎苑改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2

条の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

1、契約の目的、舟入斎苑改修工事。

2、契約の方法、制限付き一般競争入札。

3、契約金額、2億1,450万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,950万円）。

4、契約の相手方、愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場19番地の1、株式会社加藤建設、代表取締役社長、加藤 明。

5、支出科目、令和7年度蟹江町一般会計、4款衛生費、1項保健衛生費、7目斎苑費、14節工事請負費でございます。

2ページをお願いいたします。

制限付き一般競争入札参加業者調書でございます。

ナンバー1の株式会社加藤建設から、ナンバー3、株式会社河村産業所までの3社から入札参加申込書が提出され、それぞれ自己資本金、経営審査総合数値をつけさせていただいております。

3ページをご覧ください。

入札公告の概要でございます。

1、本建設工事の契約は、地方自治法第234条の規定により一般競争入札の方法による者とした。

2、入札参加者の参加条件として、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、一般建設業の許可を受けている者とした。

3、入札参加者の参加条件として、令和6・7年蟹江町入札参加資格者名簿に登録され、最新の経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が900点以上で、愛知県海部建設事務所管内に本店又は支店がある者とした。

4、入札参加資格者の資格条件として、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事で、元請として完了・引き渡した鉄筋コンクリート造の新築、増築又は改築工事の施工実績がある者とした。

5、入札参加者の資格条件として、4の工事において専任技術者として従事した実績のある者を配置できる者とした。

4ページをご覧ください。

令和7年2月10日に執行いたしました当該工事の入札執行調書でございます。

事業名は、舟入斎苑改修工事。

事業内容は、改修建築工事等、それぞれ一式でございます。

ナンバー1の株式会社加藤建設が、1億9,500万円で落札いたしました。落札率は、96.2%でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第13号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第23 議案第14号「舟入斎苑排ガス対策工事請負契約締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

ご提案申し上げます。

議案第14号「舟入斎苑排ガス対策工事請負契約締結について」。

舟入斎苑排ガス対策工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

- 1、契約の目的、舟入斎苑排ガス対策工事。
- 2、契約の方法、制限付き一般競争入札。
- 3、契約金額、1億5,279万円。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,389万円)。
- 4、契約の相手方、名古屋市北区志賀町一丁目18番、邦英商興株式会社、代表取締役、裏川直也。
- 5、支出科目、令和7年度蟹江町一般会計、4款衛生費、1項保健衛生費、7目斎苑費、14節工事請負費でございます。

2ページをお願いいたします。

制限付き一般競争入札参加業者調書でございます。

ナンバー1、邦英商興株式会社から入札参加申込書が提出され、経営審査総合数値、タイル・れんが・ブロック工事経審一平均完成工事高をつけさせていただいております。

3ページをご覧ください。

入札公告の概要でございます。

- 1、本建設工事の契約は、地方自治法第234条の規定により一般競争入札の方法による者

とした。

2、入札参加者の参加条件として、令和6・7年蟹江町入札参加資格者名簿に登録され、最新の経営事項審査の機械器具設置工事の総合評定値が900点以上、かつタイル・れんが・ブロック工事において実績のある者で、施工後において修繕等が必要な場合火葬業務の支障とならぬよう速やかに対応できる者としたしました。

3、入札参加資格者の資格条件として、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した同種排ガス対策工事で、元請として完了・引き渡した実績があり、過去にバグフィルタの設置実績がある者としたしました。

4、入札参加者の資格条件として、火葬炉の専任技術者として配置できる者としたしました。

4ページをお願いいたします。

令和7年2月10日に執行いたしました当該工事の入札執行調書でございます。

事業名、舟入斎苑排ガス対策工事。

事業内容、既設火葬炉へ集塵機一式など以下のものを設置、及びそれに付帯する工事でございます。

番号1、邦英商興株式会社が、1億3,890万円で落札いたしました。落札率は、95%でございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今回、先ほどもそうなんですけれども、排ガスの工事ということで多分業者が少ないんだと思います。結局入札者1社ということで、これが入札なのか、ちょっとその辺があるんですけれども。実際には2社なら2社のほうがいいと思うし、実質本当に入札の資格条件もあるんですけれども、やっぱりもう1社ぐらいしか入札ができない状況だったのか。ちょっとその辺をお願いします。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

ただいま入札業者が1社ということに対するご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

今回、排ガス対策工事といたしまして火葬炉の改修という形になります。それについて排ガス対策の機械を設置するという条件ということでございました。火葬炉メーカー、数は少ないんですけれども大手等何社かございまして、当初はいろいろな条件をお話して聞いてみますと、後づけですね、既製の炉に対して後づけで排ガス対策を行った場合、例えば性能の

責任ですね、目標とする数値等に何らかの異常があった場合、後からつけたものなのか、火葬炉に問題があるのか等、いろいろ条件が非常に厳しくなるようなことを情報としては聞いておりました。一応今回広く一般競争入札ということでさせていただきましたが、そういったことからこの1社しか応札がなかったと考えられます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

そういう条件で1社ということになっちゃったんだけど、本当に1社しかなかったから、それで入札終えて、金額が本当に妥当なのかという、その辺を含めたのは本当はないものだったのか。その辺ももうちょっと議論はしなかったのか。

○民生部長 不破生美君

私どもも、今回の改修工事と併せてこの排ガスの対策工事ということでやらせていただいておりますけれども、やはりそのあたりにつきましては、やはり議論はさせていただきました。競争入札をさせていただく前に、1社でいいのかな、1社しかもしかしたらないかもしれないとか、いろんなところでお話を聞かせていただきました。ただし、随意契約で1社ここでというお話はできなかったものですから一般競争入札のほうをさせていただきましたけれども、最終的に応募があったのが、参加があったのが1社という形になってございますので、十分に議論はさせていただきました。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第14号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第24 議案第15号「教科書改訂による教師用教科書・指導書、教材購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長 館林久美君

それでは、よろしくお願いいたします。

議案第15号「教科書改訂による教師用教科書・指導書、教材購入契約の締結について」。

教科書改訂による教師用教科書・指導書、教材購入について、下記のとおり購入契約を締

結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容でございます。

- 1、契約の目的、教科書改訂による教師用教科書・指導書、教材購入。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約金額、955万8,170円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額85万7,340円）。
- 4、契約の相手方、愛知県稲沢市生出郷前町31番地、有限会社今枝書店、取締役社長、今枝秀一。
- 5、支出科目、令和7年度蟹江町一般会計、9款教育費、3項中学校費、2目中学校教育振興費、10節需用費。

2ページをお願いいたします。

随意契約による指名業者選定調書でございます。

選定業者の資本金及び直前決算時期年間売上高を記させていただいております。お目通しください。

3ページをお願いいたします。

業者選定基準です。

1、令和6・7年度蟹江町指名競争入札参加資格審査申請書が提出され、登録されている業者である。

2、本物件購入については、教科書等は一般書店での取り扱いがなく、海部地区の教科書取次供給指定店と随意契約を行うことが必要不可欠である。

3、上記の理由から、有限会社今枝書店を選定した。

4ページをお願いいたします。

令和7年1月17日執行の見積徴収結果調書となります。

物件名、教科書改訂による教師用教科書・指導書・教材購入。

今回は中学校の改訂に伴う契約となりますので、納入場所のほうは蟹江中学校、蟹江北中学校の2校となります。

有限会社今枝書店より、税込み955万8,170円でお見積りをいただいております。

議案第15号のご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第15号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第25 議案第16号「蟹江町と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 竹内 豊君

よろしくお願いします。

ご提案申し上げます。

議案第16号「蟹江町と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約の制定について」。

蟹江町と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約。

内容につきましては、後ほど制定要点でご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、蟹江町の消防通信指令に関する事務を名古屋市に委託するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、規約を定める必要があるからでございます。

3ページをお願いいたします。

蟹江町と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約の要点でございます。

第1条（委託事務の範囲）。

蟹江町は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により消防通信指令に関する次に掲げる事務の管理及び執行を名古屋市に委託することを規定。

第1号、災害に係る通報等の受理に関する事務。

第2号、出動命令に関する事務。

第3号、消防通信の統制に関する事務。

第4号、情報の収集及び伝達に関する事務。

第5号、前各号に掲げる事務に付随する事務。

第2条（管理及び執行の方法）。

委託事務の管理及び執行については、名古屋市の条例、規則その他の規程の定めるところによるものと規定。

第3条（経費）。

第1項、委託事務の管理及び執行に要する経費は、名古屋市が支弁するが、その費用は、蟹江町が負担することを規定。

第2項、費用の額及び支払の時期は、蟹江町と名古屋市が協議して定めることを規定。

第4条（経理）。

名古屋市は、委託事務の管理及び執行に係る支出についての経理を明確にしなければならないことを規定。

第5条（会議）。

蟹江町と名古屋市は、委託事務の管理及び執行について定期的に連絡調整会議を開くこと及び臨時に会議を開くことができることを規定。

第6条（条例等の制定又は改廃の場合の措置）。

委託事務の管理及び執行について適用される名古屋市の条例、規則その他の規定を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ蟹江町に通知しなければならないことを規定。

第7条（その他の必要な事項）。

この規約に定めるもののほか必要な事項は、蟹江町及び名古屋市が協議して定めることを規定。

附則、令和7年4月1日を施行日とした。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第17号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は精読とされました。

ここで、民生部次長兼環境課長、土木農政課長、消防本部総務課長、教育課長の退席と、上下水道部長、下水道課長、保険医療課長、介護支援課長の入場を許可します。教育部次長、総務部総務課長は席を移動してください。

職員の入替えのため、暫時休憩とします。

(午前11時35分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時37分)

○議長 水野智見君

日程第26 議案第17号「令和7年度蟹江町一般会計予算」から日程第33 議案第24号「令和7年度蟹江町下水道事業会計予算」までを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

○副町長 加藤正人君

それでは、一般会計につきまして私からご提案を申し上げます。

お手元の令和7年度蟹江町一般会計・特別会計予算書及び予算説明書の1ページをご覧くださいと存じます。

令和7年度蟹江町一般会計予算。

令和7年度蟹江町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137億9,716万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

それでは、2ページから5ページの歳入歳出予算につきましては、後ほど別冊の令和7年度予算関係資料に基づいて説明をさせていただきます。

それでは、予算書の6ページをご覧いただきたいと存じます。

第2表 債務負担行為でございます。

住民情報管理機器借上料をはじめ10件でございます。期間、限度額は、表に記載のとおりでございます。限度額の大きいものをご紹介しますと、中ほどの消防救急デジタル無線整備負担金1億1,720万円、それから、下から2つ目でございますが、校務支援関連機器借上料3億3,305万2,000円、それから、その下、小中学校LED借上料でございますが、2億1,222万1,000円などとなっております。

それから、その下、第3表 地方債でございます。

全国瞬時警報システム受信機更新事業をはじめ、次のページまで15の事業、合計8億9,380万円でございます。主なものとしたしましては、6ページ上から3つ目でございますが、舟入斎苑再整備事業、限度額3億5,250万円、7ページ上から2つ目、南駅前線整備事業1億530万円、それから、下から2つ目でございますが、蟹江中学校体育館空調機設置事業1億150万円、その下、蟹江北中学校体育館空調機設置事業9,110万円などとなっております。起債の方法、利率、償還の方法は、表に記載のとおりでございます。

それでは、当初予算の概要につきまして、別に配付をいたしました令和7年度予算関係資料をご覧いただきたいと存じます。この令和7年度予算関係資料の4ページから5ページをお開きいただきたいと存じます。

令和7年度一般会計予算額一覧表となっております。予算総額につきましては、歳入歳出とも一番下の欄でございますが、137億9,716万9,000円となっております。令和6年度に比べ12億6,292万4,000円の増、率にいたしまして10.1%の増となっております。

この7年度一般会計予算は、町長の任期満了に伴いまして義務的経費、継続的経費を中心とする骨格予算として編成をしております。しかしながら、人件費や扶助費等の義務的経費の伸びなどに伴い、前年度を大きく上回る予算規模となったところでございます。

それでは、4ページ、歳入予算につきまして、主な項目をご説明をさせていただきます。

まず、表の一番上、第1款町税でございます。第1項町民税から第6項都市計画税まで6つの税目で構成をされておまして、町税全体では58億3,140万1,000円、前年度より7億4,320万円の増、率では14.6%の増となっております。この増加の要因は主に2つございます。

1つは、町民税でございます。これは、6年度に所得税3万円、住民税1万円の定額減税が実施をされまして、6年度の町民税が約1億8,000万円の減収となっております。7年度は、その影響がなくなったことによるものでございます。

もう一つは、昨年6月議会で条例制定のご議決をいただきました都市計画税の課税が7年度から始まるものでございます。都市計画税といたしましては、3億9,803万円を見込んでいるところでございます。

次に、第2款地方譲与税から第12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、国・県からの譲与税や税交付金等となっております。

このうち第7款地方消費税交付金でございますが9億6,800万円、これは、県が徴収をしました地方消費税の市町村分につきまして県から交付を受けるものでございます。前年度より1億2,900万円の増、率にして15.4%の増を見込んでございます。

それから、10款地方特例交付金4,160万1,000円でございます。これは、前年度より1億8,140万円の減となっておりますが、これは、6年度に定額減税による減収の補てん分として交付をされておりましたものが、7年度はなしになるというものでございます。

それから、第11款地方交付税でございますが、14億6,600万円を見込んでございます。これは、地方財政計画に基づいて積算をしております、前年度より6,500万円増、率では4.6%の増となっております。

少し飛んで、第15款国庫支出金でございます。18億1,435万2,000円、前年度より2億9,613万9,000円の増でございます。

また、その下、第16款県支出金につきましては、9億1,797万3,000円、前年度より5,747万4,000円の増でございます。子育てや障害者福祉に関する国・県の負担金、システム標準化に関する国の補助金などの増、あるいは国勢調査事務、参議院選挙事務に係る交付金、委託金などが増加の要因となっております。

それから、2つ飛んでいただきまして第19款繰入金でございますが、8億9,260万4,000円、財源不足を補うために財政調整基金4億円、減債基金3億円など、基金を取り崩すものでございます。

最後、第22款町債でございます。先ほどの予算書第3表のとおり8億9,380万円、前年度に比べ約2.3倍、5億190万円の増となっているところでございます。

続きまして、右側5ページ、歳出予算をご覧いただきたいと存じます。

第1款議会費から第11款予備費まででございますが、主なものにつきまして増減とその要因についてご説明をさせていただきます。

まず、第2款総務費でございます。第1項総務管理費から第6項監査委員費まで6項目でございます、総額が17億7,277万4,000円でございます。前年度より2億4,952万円の増となっております。これは、自治体の情報システムの標準化、共通化への対応経費、あるいは戸籍への振り仮名追加に伴う経費の増などでございます。さらに、県と市町村を結ぶ高度情報通信ネットワーク更新をし、次世代型の新たな情報通信ネットワークを県が一括して整備をするための町の負担金なども計上をしているところでございます。

それから、第3款民生費でございますが、55億6,772万6,000円、前年度より4億1,440万4,000円の増となっております。このうち第1項社会福祉費でございますが、30億1,486万2,000円、前年度より1億9,151万1,000円の増となっております。これは、介護保険管理

特別会計や後期高齢者医療保険事業特別会計への繰出金の増加あるいは障害者福祉事業費の増加などがございます。

なお、4月からの組織再編の一環といたしまして、現在の介護支援課を介護福祉課に課名を変更するとともに、住民課から住民相談等の一部事務を移管をいたします。その内容を反映した予算案となっております。

次に、第2項児童福祉費25億5,272万9,000円でございます。前年度より2億2,289万9,000円の増となっております。これは、昨年10月から実施をされました児童手当の拡充の平年度化や児童クラブの民間委託先の増などによるものでございます。

続きまして、第4款衛生費15億8,100万7,000円、前年度より3億9,046万9,000円の増となっております。先ほどの舟入斎苑の再整備に関する経費が大きく増加をしたこと、さらに带状疱疹ワクチンが新たに定期接種の対象になったことによる経費の増などによるものでございます。

それから、第5款農林水産業費1億1,738万2,000円、前年度より1,887万2,000円の増でございます。県営事業による大海用排水機場更新工事の進捗に伴う負担金の増などが要因でございます。

それから、第6款商工費1億8,577万7,000円、前年度より2,919万円の減となっております。小規模企業等振興資金預託金の減などによるものでございます。

第7款土木費11億2,576万5,000円、前年度より1億5,689万8,000円の減となっております。骨格予算でございますので一部事業の計上を見送っておりますが、南駅前線の整備や舟入斎苑への進入道路の整備の予算等は増額となっているところでございます。

それから、第8款消防費でございます。6億1,118万5,000円、前年度よりこれはわずかに減ということになってございます。増額のほうの要因といたしましては、高規格救急自動車の購入、減額の要因といたしましては、4月から開始をされる名古屋市消防局消防指令センターによる共同運用の施設整備の整備費の減になってございます。

それから、第9款教育費17億7,725万9,000円、前年度より3億3,005万円の増となっております。中学校2校の体育館へのエアコン設置工事、小中学校の照明のLED化、小学校体育館へのエアコン設置の設計費、スクールソーシャルワーカーの1名増員、部活動の地域移行の推進経費などが増額となっております。

第10款公債費でございますが、9億2,708万円、前年度より5,432万7,000円の増でございます。

第11款予備費800万円、これは前年度と同額でございます。

以上が令和7年度一般会計歳入歳出予算の概要でございます。

予算関係資料21ページからは、主要事業の一覧表及びその個票、また、60ページからはまち・ひと・しごと創生事業の一覧表及び個票、さらに、77ページからは負担金・補助金等の

一覧表が整理をしてございます。それぞれ後ほどご覧いただければと存じます。

以上、令和7年度一般会計当初予算につきましてご提案を申し上げます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長 水野智見君

ここで、少し早いですが暫時休憩にしたいと思います。再開は午後1時からにします。

(午前11時55分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○民生部長 不破生美君

それでは、よろしくお願いいたします。

令和7年度予算書、279ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第18号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」。

令和7年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億51万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容につきましては、別冊の令和7年度民生部特別会計予算説明書にて説明をさせていただきますので、お手元にご準備ください。

それでは、1ページ目をご覧ください。

主な項目をお伝えさせていただきます。

令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算額一覧表でございます。

まず、歳入でございます。

1款国民健康保険税から8款諸収入まで、総額35億51万1,000円でございます。昨年度比6,271万5,000円の減額でございます。

まず、1款1項国民健康保険税といたしまして、1目一般被保険者国民健康保険税と2目退職被保険者等国民健康保険税、合わせまして7億4,142万3,000円、前年度比5,894万5,000

円の増額でございます。

続きまして、少し飛びまして、4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、こちらが24億6,389万8,000円、昨年度比4,075万5,000円の減額でございます。こちらは、被保険者の医療費相当分を県から交付を受けるものでございます。

続きまして、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億7,182万6,000円、2項基金繰入金、1目国民健康保険支払準備基金繰入金8,000万円、合わせまして2億5,182万6,000円でございます。

続きまして、7款1項1目繰越金2,921万7,000円、こちらは前年度繰越金でございます。

以上、歳入合計が35億51万1,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費から8款予備費まで、総額が同じく35億51万1,000円でございます。

主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,334万5,000円でございます。

次に、2款保険給付費、総額24億5,214万4,000円、昨年度比2,960万5,000円の減額でございます。内訳の主なものといたしましては、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費で20億9,640万円、2目一般被保険者療養費で2,500万円、3目審査支払手数料853万7,000円、2項に飛びまして、高額療養費、1目一般被保険者高額療養費で3億360万円、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金で1,500万円、そして、5項葬祭諸費、葬祭費といたしまして325万円でございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金でございます。総額が9億7,499万6,000円でございます。内訳といたしましては、1項医療給付費分として6億7,769万3,000円、2項後期高齢者支援金等分で2億1,853万5,000円、3項介護納付金分7,876万8,000円でございます。

次に、5款保健事業費といたしまして、1項1目特定健康診査等事業費2,787万4,000円でございます。

以上、歳出総額35億51万1,000円でございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○総務部長 鈴木 敬君

では、令和7年度の予算書に戻っていただきまして、329ページをお願いいたします。

それでは、ご提案申し上げます。

議案第19号「令和7年度蟹江町土地取得特別会計予算」。

令和7年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,152万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

336ページ、337ページをお願いいたします。

歳入予算です。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目土地開発基金運用収入、予算額47万5,000円、土地開発基金の預金利子となります。47万5,000円となります。

続いて、2項財産売払収入、1目土地売払収入、予算額2億3,830万9,000円、こちらは、土地売払代金となります。

2款1項1目繰越金、予算額1,000円、こちらはで前年度繰越金で頭出しとなっております。

3款諸収入、1項土地開発基金借入金、1目土地開発基金借入金、予算額2億7,273万6,000円、土地開発基金借入金となっております。

2項諸収入、1目雑入、予算額1,000円、こちら雑入で1,000円、頭出しとなっております。以上が歳入予算となります。

続いて、338ページ、339ページをお願いいたします。

歳出予算です。

1款土地取得費、2項土地取得費、1目土地取得費、予算額2億7,273万8,000円。こちら、土地取得事業としまして、まず1個目、土地購入印紙代金等が9万3,000円、それから11節役務費としまして不動産鑑定料128万8,000円、それから12節委託料としまして、001の物件補償調査業務委託料から003の用地測量等委託料まで合わせまして730万8,000円、それから16節公有財産購入費、土地購入費となります、8,844万6,000円、それから21節補償、補填及び賠償金ということで、賠償金1億7,560万3,000円でございます。

340ページ、341ページをお願いいたします。

2款土地開発基金費、1項土地開発基金費、1目土地開発基金費、予算額47万5,000円、こちら、24節積立金となりまして、土地開発基金預金利子の積立金でございます。

続きまして、342ページ、343ページをお願いいたします。

3款諸支出金、1項諸支出金、1目土地開発基金償還金、予算額2億3,830万9,000円。22節で償還金、利子及び割引料ということで、土地開発基金償還金で2億3,830万9,000円となっております。こちら、基金への戻し金となります。

以上のとおり提案しますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○民生部長 不破生美君

続きまして、345ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第20号「令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」。

令和7年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億2,603万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容につきましては、別とじの令和7年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきますので、ご準備のほうお願いいたします。

それでは、別冊のほう、3ページをご覧ください。

令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計予算一覧表でございます。

まず、歳入からでございます。

1款保険料から9款諸収入まで、総額が33億2,603万2,000円でございます。昨年度比4億4,056万3,000円の増額でございます。

主なものをご説明申し上げます。

まず、1款保険料といたしまして、第1号被保険者保険料7億3,604万5,000円、前年度比1億3,714万6,000円増額でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金と2項国庫補助金合わせて6億7,101万5,000円。介護給付費及び地域支援事業費の国庫負担分でございます。

次に、4款支払基金交付金、8億5,386万3,000円。

5款県支出金は、1項県負担金と2項県補助金合わせて4億5,662万4,000円。

続いて、7款繰入金、1項一般会計繰入金が、1目介護給付費繰入金から5目事務費等繰入金まで合わせて4億9,801万2,000円、2項基金繰入金といたしまして、1目介護給付費準備基金繰入金1億1,000万円でございます。

以上、歳入総額が33億2,603万2,000円でございます。

次の4ページをお願いいたします。

4ページ、歳出でございます。

1款総務費から6款予備費まで、総額が33億2,603万2,000円でございます。

主なものとしては、まず、1款総務費、1項総務管理費と2項徴収費合わせまして6,421万円でございます。

2 款保険給付費が、30億8,884万5,000円。内訳は、1 項保険給付費、1 目保険給付費とい
たしまして29億9,556万3,000円、そして、2 目審査支払手数料で186万円、続いて、2 項 1
目高額介護サービス等費9,142万2,000円でございます。

続きまして、3 款地域支援事業費、総額が1 億6,049万8,000円。主なものといたしまして
は、1 項介護予防・生活支援サービス事業費9,374万3,000円、2 項一般介護予防事業費667
万3,000円、3 項包括的支援事業・任意事業費5,988万2,000円。

以上、歳出総額が33億2,603万2,000円でございます。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上下水道部長 伊藤和光君

続きまして、予算書385ページをお願いします。

ご提案申し上げます。

議案第21号「令和7年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」。

令和7年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計の予算は次に定めるところによ
る。

歳入歳出予算。

第1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,382万7,000円と定める。

第2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」
による。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

392ページ、393ページをご覧ください。

歳入でございます。

第1 款分担金及び負担金、第1 項分担金、1 目コミュニティ・プラント事業分担金、本年
度の予算額は頭出しの1,000円でございます。

第2 款使用料及び手数料、第1 項 1 目使用料、本年度の予算額は420万1,000円ございま
す。

第3 款繰入金、第1 項 1 目一般会計繰入金、本年度の予算額は962万2,000円でございます。

第4 款繰越金、第1 項 1 目繰越金、本年度の予算額は頭出しの1,000円でございます。

第5 款諸収入、1 項 1 目預金利子と2 項 1 目雑入につきましては、それぞれ頭出しの
1,000円でございます。

よって、歳入合計は1,382万7,000円でございます。

次に、394ページ、395ページをご覧ください。

歳出でございます。

第1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、本年度予算額は1,382万7,000円ござ
います。

各項目の主なものといたしまして、395ページ説明欄の10節需用費の光熱水費で267万9,000円、11節役務費の汚泥処理手数料で140万3,000円、12節委託料といたしましては、処理施設の維持管理業務などの委託料で452万7,000円でございます。14節工事請負費は、下水道管維持修繕等の工事と蟹江南クリーンセンター内の機器設備修繕工事を含めまして485万2,000円でございます。

前年度と比較いたしますと、歳入歳出それぞれ84万3,000円の減でございます。

以上のとおりご提案させていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○民生部長 不破生美君

続きまして、予算書397ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第22号「令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」。

令和7年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9,126万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容につきましては、別冊の令和7年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきますので、ご準備をお願いいたします。

資料5ページをお願いいたします。

令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算一覧表でございます。

まず、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料から6款繰越金まで、総額11億9,126万1,000円で、昨年度比1億3,777万3,000円の増額でございます。

主なものにつきましてご説明申し上げます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料6億764万2,000円、昨年度比7,241万4,000円の増額でございます。

次に、2款県支出金、1項県負担金、1目保険基盤安定拠出金が8,973万8,000円。

続きまして、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目療養給付費繰入金4億3,614万7,000円、2目保険基盤安定繰入金2,991万3,000円、3目事務費繰入金2,676万7,000円でございます。

す。

以上、歳入総額が11億9,126万1,000円でございます。

次に、6 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出は、1 款総務費から 4 款予備費まで、総額が同じく11億9,126万1,000円でございます。

主なものといたしましては、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費1,226万7,000 円でございます。

続いて、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、こちらが11億7,728万1,000円。内訳につきましては説明欄に記載してございますけれども、療養給付費負担金が 4 億3,614万 7,000円、保険料等負担金が 7 億2,729万4,000円、事務費負担金が1,384万円です。

以上、歳出総額11億9,126万1,000円。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、別冊でございますが、蟹江町水道事業会計予算書 1 ページをご覧ください。

ご提案申し上げます。

議案第23号「令和 7 年度蟹江町水道事業会計予算」。

総則。

第 1 条、令和 7 年度蟹江町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第 2 条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、年間総配水量といたしまして、442万立方メートル。

2、1 日平均配水量といたしまして、1 万2,111立方メートル。

3、有収水量といたしましては、386万1,000立方メートル。

4、有収率といたしましては、87.3%。

5、給水加入件数は、1 万4,600件。

6、給水人口は、3 万5,515人。

7、主な建設改良事業につきましては、配水管施設工事費として 3 億7,890万円、拡張工事費として2,000万円、固定資産取得費として7,531万9,000円でございます。

次に、収益的収入及び支出でございます。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部。

第 1 款水道事業収益は、第 1 項の営業収益から第 3 項の特別利益までの合計で 7 億6,936 万3,000円でございます。

支出の部。

第1款水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で7億5,600万8,000円でございます。

1ページはねていただきまして、資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億388万円は、過年度分損益勘定留保資金2,217万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億424万3,000円、建設改良積立金3,629万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,116万3,000円で補てんするものとする。

収入の部。

第1款資本的収入は、第1項の企業債から第3項の固定資産売却代金までの合計で3億5,363万8,000円でございます。

支出の部。

第1款資本的支出は、第1項の建設改良費と第2項の予備費の合計で5億5,751万8,000円でございます。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、水道管路耐震化事業、限度額は2億5,000万円と、電気設備等更新事業、限度額は3,600万円で、合計2億8,600万円でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しのほどお願いします。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、第7条に定める経費を除き、予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費8,004万4,000円。

2、交際費1万円でございます。

たな卸資産購入限度額。

第8条、たな卸資産の購入限度額は、968万9,000円と定める。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

4ページの令和7年度蟹江町水道事業会計予算実施計画から24ページの令和7年度資本的収支と補てん財源明細書につきましては、後ほどお目通しのほどよろしくお願いします。

25ページからの令和7年度予算実施計画明細書につきましては、別添A3の資料にて説明させていただきます。

別添A3資料の令和7年度蟹江町水道事業会計予算額一覧表をご覧ください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款水道事業収益。科目、第1項営業収益につきましては、1目の給水収益と3目その他営業収益の合計で7億2,711万6,000円。第2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から5目の雑収益までの合計で4,224万5,000円。第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益で2,000円を計上させていただきました。

本年度予定額の合計といたしましては7億6,936万3,000円、前年度予定額は7億5,297万8,000円で、比較いたしますと1,638万5,000円の増でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款水道事業費用。科目、第1項の営業費用につきましては、1目の原水及び浄水費から7目のその他営業費用までの合計で7億4,381万6,000円。第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息と3目の雑支出の合計で719万円。第3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損と4目の過年度損益修正損の合計で2,000円。第4項予備費につきましては、500万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては7億5,600万8,000円、前年度予定額は7億4,104万8,000円で、比較いたしますと1,496万円の増でございます。

続きまして、裏面をお願いします。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入。科目、第1項1目企業債につきましては、2億8,600万円。第2項2目工事負担金につきましては、6,763万7,000円、第3項3目固定資産売却代金といたしましては、1,000円。

本年度予定額の合計といたしましては、3億5,363万8,000円、前年度予定額は3億1,763万8,000円で、比較いたしますと3,600万円の増でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出。科目、第1項建設改良費は、1目の事務費から4目の固定資産取得費までの合計で5億5,721万8,000円でございます。第3項の予備費につきましては、30万円を計上させていただき、本年度の予定額の合計といたしましては5億5,751万8,000円、前年度予定額は5億1,536万8,000円で、比較いたしますと4,215万円の増でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億388万円の補てんにつきましては、先ほど予算書2ページで第4条の資本的収入及び支出でご説明させてい

いただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、別冊の蟹江町下水道事業会計予算書及び予算説明書の1ページをご覧ください。

ご提案申し上げます。

議案第24号「令和7年度蟹江町下水道事業会計予算」。

総則。

第1条、令和7年度蟹江町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

- 1、年間排出量といたしまして、201万6,000立方メートル。
- 2、1日平均排出量といたしましては、5,523立方メートル。
- 3、年間有収水量といたしましては、179万6,000立方メートル。
- 4、有収率といたしましては、89.1%を挙げさせていただきました。
- 5、接続戸数といたしましては、5,731軒。
- 6、水洗化人口は、1万7,941人でございます。
- 7、主な建設改良事業といたしましては、公共下水道管渠（きょ）布設工事7億3,287万3,000円、公共汚水ます設置工事2,500万円、宅内ポンプ設置工事2,000万円でございます。

次に、収益的収入及び支出でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部。

第1款下水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で7億2,000万3,000円でございます。

支出の部。

第1款下水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で6億9,094万3,000円でございます。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,906万円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額154万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金2億5,751万3,000円で補てんするものとする。

収入の部。

第1款資本的収入は、第1項の企業債から第5項の一般会計補助金までの合計で8億4,223万5,000円でございます。

1枚はねていただきまして、支出の部。

第1款資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の予備費までの合計で11億2,129万5,000円でございます。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は公共下水道事業、限度額3億7,720万円と、流域下水道事業の限度額1,390万円でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は10億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費7,921万円でございます。

他会計からの補助金。

第9条、下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4億260万2,000円である。

令和7年2月28日提出、蟹江町長、横江淳一。

3ページの令和7年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画から19ページの注記につきましては、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

21ページからの令和7年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画明細書につきましては、別添A3の資料で説明させていただきます。

別添A3資料の令和7年度蟹江町下水道事業会計予算額一覧表をご覧ください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

1款下水道事業収益。科目、1項営業収益につきましては、1目の下水道使用料と2目のその他営業収益の合計で2億4,269万円。第2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から7目の雑収益までの合計で4億7,731万1,000円。第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益の合計で2,000円を計上させていただきます。

した。

本年度予定額の合計といたしましては7億2,000万3,000円、前年度予定額は7億2,765万円で、比較いたしますと764万7,000円の減でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款下水道事業費用。科目、第1項の営業費用につきましては、1目の管渠（きょ）費から5目の資産減耗費までの合計で6億1,047万1,000円。第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から4目の雑支出の合計で8,037万円。第3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損と4目の過年度損益修正損の合計で2,000円でございます。第4項予備費につきましては、10万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては6億9,094万3,000円、前年度予定額は6億5,678万3,000円で、比較いたしますと3,416万円の増でございます。

続きまして、裏面をお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入。科目、第1項1目企業債は、下水道事業債の3億9,110万円。第2項1目負担金及び分担金は、受益者負担金及び区域外流入分担金の1,501万9,000円です。第3項1目固定資産売却代金として1,000円でございます。第4項1目国庫補助金は、下水道管渠（きょ）等の整備に係る国庫補助金の3億2,700万円です。第6項1目一般会計補助金は、1億911万5,000円です。

本年度予定額の合計といたしましては8億4,223万5,000円、前年度予定額は9億6,355万円で、比較いたしますと1億2,131万5,000円の減でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出。科目、第1項建設改良費、1目公共下水道事業費は、下水道管渠等の建設改良に要する費用で9億2,335万9,000円でございます。第2項1目企業債償還金は、1億9,783万6,000円です。第3項の予備費につきましては10万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては11億2,129万5,000円、前年度予定額は11億8,441万7,000円で、比較いたしますと6,312万2,000円の減でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,906万円につきましては、先ほど予算書の2ページの第4条の資本的収入及び支出でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第17号から議案第24号までの8議案は、来る3月12日、13日の両日かけて審議をお願いすることにし、一括精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号から議案第24号までの8議案は精読とされ、3月12日、13日の両日にかけて審議をお願いすることになりました。

お諮りします。

精読になっていました選挙第1号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」、選挙第2号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」、選挙第3号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」、承認第1号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて」の計4案件を、この際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、4案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長 水野智見君

追加日程第34 選挙第1号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

海部地区水防事務組合規約第6条による組合議会議員に吉田正昭君を、ただし書の規定による議員に加藤勇吉君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました吉田正昭君、加藤勇吉君を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名しました吉田正昭君、加藤勇吉君が海部地区水防事

務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました吉田正昭君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○議長 水野智見君

追加日程第35 選挙第2号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」を行います。
お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

海部地区急病診療所組合議会議員に安藤洋一君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました安藤洋一君を海部地区急病診療所組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました安藤洋一君が海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました安藤洋一君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○議長 水野智見君

追加日程第36 選挙第3号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を行います。
お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

海部南部広域事務組合議会議員に、板倉浩幸君、多田陽子さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました板倉浩幸君、多田陽子さんを海部南部広域事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名しました板倉浩幸君、多田陽子さんが海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部南部広域事務組合議会議員に当選されました板倉浩幸君、多田陽子さんが議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○議長 水野智見君

追加日程第37 承認第1号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案は精読になっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより承認第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長 水野智見君

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後1時57分)